

■軽自動車税の減免申請について■

減免対象軽自動車

- ・身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車

軽自動車の減免申請は、昨年度以前減免を受けた方でも毎年申請することが必要となります。
普通自動車も所有している方で減免を受けている場合は、軽自動車で減免することはできません。

持参していただく物

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、運転する人の免許証、車検証のコピー、平成22年度軽自動車税納税通知書、印鑑

申請期間 5月17日(月)～24日(月)(土・日・祝日を除く)

申請場所 下野市役所 国分寺庁舎1階 税務課

申請書は、税務課に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

■間もなく車検を受ける車の軽自動車税を口座振替されている方へお願い■

間もなく車検を受ける車の軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、毎年6月20日頃となります。車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成22年5月29日から6月20日頃の場合、平成21年度の車検用納税証明書(証明書の有効期限平成22年5月28日)で5月28日までに車検の継続申請してください。なお、平成22年度車検用納税証明書(証明書の有効期限平成23年5月30日)は、金融機関からの収納処理が確認され次第、各庁舎市民課窓口にて申請により無料で発行することができます。

今年度からコンビニエンスストアでも納付することができるようになりました

平成22年4月以降に市役所から発送された納付書(バーコード付)で納付することができます。

●コンビニで納められない納付書

- ・納期限が過ぎた納付書
- ・バーコードが印刷されていない納付書・市県民税・固定資産税・都市計画税の全期前納納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書・バーコードが印刷されていても、破損、汚損など、何らかの理由により、コンビニエンスストア各店舗のスキヤナーで読み取りができない納付書

平成22年度 納税ごよみ

納期	5月 (5/31)	6月 (6/30)	7月 (8/2)	8月 (8/31)	9月 (9/30)	10月 (11/1)	11月 (11/30)	12月 (12/27)	1月 (1/31)	2月 (2/28)
軽自動車税	1期									
固定資産税 都市計画税	1期 前納		2期				3期		4期	
市県民税 (普通徴収)		1期 前納		2期		3期		4期		
国民健康保険税 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

市税等の納付は口座振替が便利です

納付を忘れたり、納めるのに金融機関に出向いたりする必要がないので、忙しい人・不在がちな人には大変便利です。次の取扱い金融機関窓口でお申込みください。

- 足利銀行 ● 栃木銀行 ● 足利小山信用金庫 ● 宇都宮農業協同組合 ● 小山農業協同組合
- 三井住友銀行(介護保険料・後期高齢者医療保険料を除く) ● ゆうちょ銀行